

木材業者

登録番号	登録年月日	住所	名称	役職及び氏名
佐木唐第33号	平成16年8月19日	東松浦郡厳木町大字平之1452番地 1	毛利林業	毛利義数

●佐賀県告示第五百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年九月八日から平成十六年十月七日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年九月八日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		後の別前 変更前	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
伊万里市木須町大字木須字戸ノ須辺古島四六六四番一地先から伊万里市二里町大字八谷搦字伊万里一本松一〇一〇番地先まで	伊万里市木須町大字木須字戸ノ須辺古島四六六四番一地先から伊万里市二里町大字八谷搦字伊万里一本松一〇一〇番地先まで	伊万里市木須町大字木須字戸ノ須辺古島四六六四番一地先から伊万里市二里町大字八谷搦字伊万里一本松一〇一〇番地先まで	伊万里市木須町大字木須字戸ノ須辺古島四六六四番一地先から伊万里市二里町大字八谷搦字伊万里一本松一〇一〇番地先まで	伊万里市木須町大字木須字戸ノ須辺古島四六六四番一地先から伊万里市二里町大字八谷搦字伊万里一本松一〇一〇番地先まで	伊万里市木須町大字木須字戸ノ須辺古島四六六四番一地先から伊万里市二里町大字八谷搦字伊万里一本松一〇一〇番地先まで

●佐賀県告示第五百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区域を表示した図面は、平成十六年九月八日から平成十六年十月七日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年九月八日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
伊万里市木須町大字木須字戸ノ須辺古島四六六四番一地先から伊万里市二里町大字八谷搦字伊万里一本松一〇一〇番地先まで	伊万里市木須町大字木須字戸ノ須辺古島四六六四番一地先から伊万里市二里町大字八谷搦字伊万里一本松一〇一〇番地先まで	伊万里市木須町大字木須字戸ノ須辺古島四六六四番一地先から伊万里市二里町大字八谷搦字伊万里一本松一〇一〇番地先まで

一般国道
110四号一般国道
110四号

平成一六・九・八

伊万里市二里町大字大里字川宿甲一 九一四番一地先まで	伊万里市二里町大字大里字川宿甲一 九一四番一地先まで	伊万里市二里町大字大里字川宿甲一 九一四番一地先まで
-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

一般国道
110四号

伊万里市二里町大字大里字川宿甲一九一四番一地先まで	伊万里市二里町大字大里字川宿甲一九一四番一地先まで	伊万里市二里町大字大里字川宿甲一九一四番一地先まで
---------------------------	---------------------------	---------------------------

一般国道
110四号

●佐賀県告示第五百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

で佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年九月八日

道 路 の 種 類	区 間	道 路 の 区 間	後 の 変 更 別 前	幅 メートル 員	延 メートル 長	域	佐 賀 県 知 事 古 川 康
							及 び 路 線 名
一般国道 二〇四号	伊万里市松島町字壱本松四二四番四 地先から 伊万里市伊万里町字黒尾町乙一四五 番二地先まで	伊万里市伊万里町字壱本松四二四番四 伊万里市松島町字壱本松四二四番四 地先から 伊万里市伊万里町字黒尾町乙一四五 番二地先まで	区 間	道 路 の 区 間	道 路 の 区 間	区 間	道 路 の 種 類
伊万里市伊万里町字黒尾町乙一四五 番二地先まで	伊万里市伊万里町字黒尾町乙一四五 番二地先まで	伊万里市伊万里町字壱本松四二四番四 伊万里市松島町字壱本松四二四番四 地先から 伊万里市伊万里町字黒尾町乙一四五 番二地先まで	後	前	後	前	一般国道 二〇四号
八 一	八 五	八 五	一六 四	八 三	二〇 三	一六 四	伊万里市伊万里町字黒尾町乙一四五 番二地先まで
四七 一 一	四七 一 一	四七 三 四	四七 一 一	四七 三 四	四七 三 四	四七 一 一	伊万里市伊万里町字黒尾町乙一四五 番二地先まで

●佐賀県告示第五百八十二号

の区域を次のとおり変更する。
道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）第十八条第一項の規定により、道路

その区域を表示した図面は、平成十六年九月八日から平成十六年十月七日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により
で佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。
の区域を次のとおり変更する。

○佐賀県告示第五百八十三号

とおり道路の供用を開始する。

その因縁を表示した函面は平成十六年九月八日から平成十六年十月七日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年九月八日

佐賀県知事 古川康

とおり道路の供用を開始する。

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次の

その区間を表示した図面は、平成十六年九月八日から平成十六年十月七日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年九月八日

佐賀県知事 古川三麿

謹

路線名	基用開始の区間	基用開始の期日
県道 大三野停車場線 起点から 伊万里市大三野大三野停車場止川○由田輪一里 先まで	伊万里市大三野大三野停車場止川○由田輪一里	平成16・九・八

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成十六年九月八日

収支等命令者

佐賀県統括本部情報・業務改革課長　迎　出

1 競争入札に付する事項

(1) 役務の名称 佐賀県公共ネットワークに係る電気通信役務

(2) 役務の対象 佐賀県庁舎、佐賀県現地機関、県立学校校舎、市町村庁舎、各警察署（その他の警察庁舎含む。）及び県立社会教育施設のうち、佐賀県が指定する箇所（以下「庁舎等」という。）

(3) 役務の内容 有線の通信回線による庁舎等の接続、相互通信に必要な

府舎等の内部の配線工事及び回線の疎通確認

(4) 履行期間 平成17年1月31日までに庁舎等の回線を開通可能とする

こと。

なお、回線の開通から平成17年3月31日までを試験運用期間とし、平成17年4月1日から本運用を開始します。

2 入札参加資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

(1) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者であること。

(2) 特定の者に対し、総務省に届出を行い受理された契約約款に基づいて広域イーサネットサービスを提供している者であること。

(3) 過去5年内に同種の役務（異なる複数の拠点をイーサネット網により接続し、これを用いて提供する電気通信役務に限る。）を提供する契約を締結し、かつ、当該役務を1年以上継続して誠実に履行した実績を有する者であること。

(4) 本役務の提供に使用する電気通信設備の設置者を第一次障害対応窓口及び保守対応者とし、かつ、24時間の障害受付体制を確保することが可能であること。

(5) 本役務の入札参加資格確認申請提出書類の提出期限日以前6か月以内に、金融機関等において不渡り手形等を出していないこと。

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しないものとします。

3 入札手続等

(1) 担当本部課

郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 新行政棟5階
佐賀県統括本部情報・業務改革課

電話 0952(25)7390

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

ア 交付期間 平成16年9月8日(水)から9月22日(水)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時

から17時まで

イ 支付場所 上記3の(1)に同じ。

(3) 入札参加資格確認申請書の受付期間、場所及び提出方法

ア 受付期間 平成16年9月15日(水)から9月22日(水)まで(土曜日、日

曜日及び休日を除く。)の9時から17時まで

イ 受付場所 上記3の(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送によること。

なお、郵送の場合は書留郵便によることとし、平成16年9

月20日(月)必着とします。

(4) 入札及び開札の日時、場所及び入札方法

ア 日 時 平成16年10月22日(金)10時

イ 場 所 佐賀県庁新行政棟7階第74号会議室(佐賀市城内一丁目1

番59号)

なお、当日の状況により変更になる場合があります。

ウ 入札方法 持参又は郵送によること。

なお、郵送の場合は書留郵便によることとし、平成16年10月20日(水)必着とします。

(5) 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請書の審査結果を基に、入札参加資格を確認します。

本件入札に参加できるのは、資格があると認められた者に限ります。

(6) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号

の規定により免除します。

イ 契約保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第115条第3項第3号

の規定により免除します。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを持

出した者

エ 一人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの

カ アからオまでに掲げる者のほか、競争の条件に違反した者

(8) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。

ア 競争に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。

イ 地形又は工作物の変動により、その目的を達成することができなくなつたとき。

ウ 工事の廃止又は変更その他必要があると認めるとき。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限り

ます。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 本役務に直接関連する他の役務の契約を本役務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有(随意契約)により締結する予定の役務の範囲等は、入札説明書によります。)

(4) 談合情報があつた場合は、談合の有無に関わらず、そのすべてを公表す

ることがあります。

- (5) この調達契約は、1994年4月15日マテケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受けます。

- (6) 入札の詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

- (1) Subject matter of the contract:

Provision of Telecommunications Network Services for Saga Prefectural Government

- (2) Date and time for opening bids and tenders:

The form of bid must be handed in by 10:00AM, October 22, Friday.

If you wish to post the form, please make sure it will be sent via Registered mail and received no later than October 20, Wednesday.

Place & time appointed for the Bids and Tenders:

Place: Room74, 7 Floor, Saga Prefectural Government

Time: 10:00AM on October 22, Friday, 2004

- (3) Contact:

Information and Operations Improvement Division, General Management Headquarter, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jorai, Saga City, Saga Prefecture, Japan 840-8570

TEL 0952-25-7390